

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第129号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第192号）

平成22年度に行われた下菊橋と上菊橋の間の堆積土砂除去工事（以下「本件工事」という。）に関する次の文書

- (1) 工事完了後の流下能力
- (2) 平成22年度3月末の現況河川状態にした理由

2 公開決定に係る公文書

「平成16年浸水想定区域図作成業務委託報告書」の付2-102ページ及び103ページに記載の【2. 河道の水位流量曲線図（犀川現況河道）】No.10000、No.10100（以下「本件公文書」という。）

なお、1の（2）については、別に公開決定をした。

3 担当課（所） 土木部河川課

4 審査請求等の経緯

- (1) H23. 3. 30 公開請求
- (2) H23. 4. 13 公開決定
- (3) H23. 6. 6 異議申立て
- (4) H24. 3. 30 諮問
- (5) H25. 6. 12 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

異議申立ての対象となった公文書につき、本件公文書を特定したことは、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	<p>異議申立人は、平成22年度に実施された犀川特定区間の堆積土砂除去工事後の流下能力を記載した文書の公開を請求したと述べている。</p> <p>実施機関は、通常、河川の堆積土砂除去工事後の流下能力を算定する必要性は低く、本件工事についても実施していないが、本件公文書における河道断面形が、本件公開請求に係る特定区間における本件工事後の河道断面形とほぼ同様であり、流下能力もほぼ近似できると判断して公開したと説明している。</p> <p>しかしながら、本件公開請求に係る公文書の内容は、本件工事後の流下能力を記載した公文書の公開を求めるものであり、本件公文書の特定は適切であるとはいえないので、改めて公開決定等を行うべきである。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)  
答申第129号

# 答 申 書

平成25年6月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、第2の2に掲げる公文書を特定したことは妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年3月30日に、平成22年度に行われた下菊橋と上菊橋の間の堆積土砂除去工事（以下「本件工事」という。）に関する別表1記載の文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年4月13日に、本件請求文書のうち、流下能力に係る文書に関する公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対して、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

「平成16年浸水想定区域図作成業務委託報告書」の付2-102ページ及び103ページに記載の【2. 河道の水位流量曲線図（犀川現況河道）】No.10000、No.10100（以下「本件公文書」という。）

なお、実施機関は、その余の本件請求文書に係る公開請求に対して、本件処分とは別に、同日付けで公開決定（以下「別件処分」という。）を行った。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年3月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求は、平成22年度に実施された堆積土砂除去工事後の工事区間の流下能力について請求したものであるが、公開された文書は、平成16年度当時の流下能力に係る資料であり、請求対象の文書ではない。

また、河道を現況のような状態にした理由について、記載されておらず、公開請求に依っていない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

河川の堆積土砂除去工事後において、河川断面を測量し流下能力を算定することは、必要性が低いことから一般的に実施しておらず、本件工事についても実施していない。

しかし、近年において当該区間の流下能力を算定した文書として、「平成16年浸水想定区域図作成業務委託報告書」が存在し、ここで用いられている河道断面形と、本件工事後の断面形がほぼ同様であるので、流下能力も当該報告書に記載されているものとほぼ近似できると判断し、公開したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成22年度に実施された犀川特定区間の堆積土砂除去工事後の流下能力を記載した文書である。

##### 3 本件公開請求に対する公文書の特定について

異議申立人は、平成22年度に実施された犀川特定区間の堆積土砂除去工事後の流下能力を記載した文書の公開を請求したと述べている。

実施機関は、通常、河川の堆積土砂除去工事後の流下能力を算定する必要性は低く、本件工事についても実施していないが、本件公文書における河道断面形が、本件公開請求に係る特定区間における本件工事後の河道断面形とほぼ同様であり、流下能力もほぼ近似できると判断して公開したと説明している。

しかしながら、本件公開請求に係る公文書の内容は、本件工事後の流下能力を記載した公文書の公開を求めるものであり、本件公文書の特定は適切であるとはいえないので、改めて公開決定等を行うべきである。

なお、異議申立人は、本件処分に係る異議申立書において、本件工事によって形成される河道を現況のようにすることを決定した文書の請求に関して述べているが、これは別件処分について言及するもので、判断しない。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

##### 別表1

工事完了後の流下能力

平成22年度3月末の現況河川状態にした理由

##### 別表2

#### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年3月30日	○諮問を受けた。(諮問案件第192号)
平成24年6月18日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成25年3月25日 (第237回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年4月24日 (第238回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年5月22日 (第239回審査会)	○事案の審議を行った。